

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	576
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	577
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞退 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	578
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	579
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	580
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害者支援課)	〃
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止 (〃)	581
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (〃)	〃
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (〃)	583
○京都府中山間地域等直接支払交付金等交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課)	584
○京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	585

公 告

○令和4年度情報公開制度の運用状況 (政策法務課)	〃
○令和4年度個人情報保護制度の運用状況 (〃)	587
○一般競争入札の実施 (入札課)	588
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (南丹広域振興局、丹後広域振興局)	591
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	〃
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	592
○令和5年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○一般競争入札の実施	593
------------	-----

告 示

京都府告示第415号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告示第227号）の一部を次のように改正し、令和5年8月26日から施行する。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同向日町支店の項中「、京都府立向日が丘支援学校」を削り、同項の次に次のように加える。

同 長岡今里支店	長岡京市今里3丁目3番10号	京都府立向日が丘支援学校
----------	----------------	--------------



京都府告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	医療法人晴風園	令 5. 7. 1
麒麟堂薬局木幡池店	〃 木幡熊小路38の33	株式会社麒麟堂	5. 8. 1
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション亀岡	亀岡市大井町小金岐北浦53の1	株式会社メディケア・リハビリ	2. 6. 1
長岡天神まち薬局	長岡京市長岡2丁目1の29 アールビル1F	株式会社メディアズワン	5. 8. 1
ひだまり薬局木津川台店	木津川市木津川台7丁目1の4	株式会社コミュニティメディカル	5. 7. 1



京都府告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年 月 日
医療法人社団恒陽会牧整形外科医院	福知山市内記5丁目67の12	医療法人社団恒陽会	令 5. 3. 31
吉田眼科医院	舞鶴市字浜1147	吉田 誠	2. 3. 15
医療法人晴風園ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後43の4	医療法人晴風園	5. 6. 30
ファルコはやぶさ薬局寺田店	〃 〃 〃 43の6	株式会社ファルコファーマシーズ	〃
乙訓調剤薬局天神店	長岡京市天神1丁目19の2	株式会社エスファーマシー	5. 7. 9
医療法人光久会わかばデンタルクリニック	京田辺市山手中央3の2	医療法人光久会	4. 6. 23
たけのこ薬局	〃 草内穴口10の3 オカジマライフステージI棟101号室	浅井 庸克	5. 7. 1
竹中薬局	南丹市園部町上本町10	竹中 隆	5. 6. 30
ひだまり薬局木津川台店	木津川市木津川台7丁目1の4	株式会社つむぎ	〃

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
国家公務員共済組合連合会	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設すこやか森	舞鶴市字引土630	令 5. 7. 14



京都府告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社ファルコファーマシーズ	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	ファルコはやぶさ薬局寺田店	城陽市寺田垣内後43の6	令 5. 6. 30
金（金岡） 英振	〃	かなおか歯科医院	長岡京市滝ノ町1丁目5の8	〃
後藤田 雅之	〃	後藤田歯科医院	綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48の2	平 30. 5. 31



京都府告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
佐々木 充	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	佐々木歯科	城陽市寺田樋尻12の85	令 5. 7. 1



京都府告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
赤尾 香菜子	フレア在宅マッサージ京都南区施術所	京都市南区吉祥院清水町5の2 メゾンフェリシア301号室	令 5. 6. 26

京都府告示第422号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定年月日
医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	医療法人晴風園	令 5. 7. 1
キリン堂薬局木幡池店	〃 木幡熊小路38の33	株式会社キリン堂	5. 8. 1
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション亀岡	亀岡市大井町小金岐北浦53の1	株式会社メディケア・リハビリ	2. 6. 1
長岡天神まち薬局	長岡京市長岡2丁目1の29 アールビル1F	株式会社メディアズワン	5. 8. 1
ひだまり薬局木津川台店	木津川市木津川台7丁目1の4	株式会社コミュニティメディカル	5. 7. 1

京都府告示第423号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止年月日
医療法人社団恒陽会牧整形外科医院	福知山市内記5丁目67の12	医療法人社団恒陽会	令 5. 3. 31
吉田眼科医院	舞鶴市字浜1147	吉田 誠	2. 3. 15
医療法人晴風園ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後43の4	医療法人晴風園	5. 6. 30
ファルコはやぶさ薬局寺田店	〃 〃 〃 43の6	株式会社ファルコファーマシーズ	〃
乙訓調剤薬局天神店	長岡京市天神1丁目19の2	株式会社エスファーマシー	5. 7. 9
医療法人光久会わかばデンタルクリニック	京田辺市山手中央3の2	医療法人光久会	4. 6. 23
たけのこ薬局	〃 草内穴口10の3 オカジマライフステージI棟101号室	浅井 庸克	5. 7. 1
竹中薬局	南丹市園部町上本町10	竹中 隆	5. 6. 30
ひだまり薬局木津川台店	木津川市木津川台7丁目1の4	株式会社つむぎ	〃

京都府告示第424号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
国家公務員共済組合連合会	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設すこやか森	舞鶴市字引土630	令 5. 7. 14



京都府告示第425号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社ファルコファーマシーズ	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	ファルコはやぶさ薬局寺田店	城陽市寺田垣内後43の6	令 5. 6. 30
金（金岡） 英振	〃	かなおか歯科医院	長岡京市滝ノ町1丁目5の8	〃
後藤田 雅之	〃	後藤田歯科医院	綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48の2	平 30. 5. 31



京都府告示第426号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
佐々木 充	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	佐々木歯科	城陽市寺田樋尻12の85	令 5. 7. 1



京都府告示第427号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
赤尾 香菜子	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	京都市南区吉祥院清水町5の2 メゾンフェリシア301号室	令 5. 6. 26

京都府告示第428号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
合同会社ミライズ	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスピノッキオ	宇治市槇島町落合9の3、9の7	令 5. 3. 1
一般社団法人絆	〃	放課後等デイサービスSunny	亀岡市安町13	〃
株式会社RIG	〃	学び舎りぐ清水井舎	八幡市八幡清水井220の7	5. 3. 3
株式会社プリエ	〃	放課後等デイサービスハルハル	宇治市伊勢田町南山4の1	5. 3. 15
合同会社プラスジャパン	〃	わいわいプラスひまわり教室	城陽市寺田樋尻12の74	5. 4. 1
合同会社Little by Little	〃	まあぶるDECO	八幡市八幡三本橋60の11 八幡センタービル201号	〃
株式会社ファイブセント	児童発達支援	キッズ京丹後峰山教室	京丹後市峰山町菅455の1	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
合同会社東白	〃	放課後等デイサービス亀岡うりずんの森LABO	亀岡市宮前町神前三泥20	5. 4. 3
京都府	居宅訪問型児童発達支援	京都府立こども発達支援センター	京田辺市田辺茂ヶ谷186の1	5. 4. 25
株式会社コペル	放課後等デイサービス	コペルプラス木津教室	木津川市州見台8の5の12	5. 5. 1
合同会社ライクス	児童発達支援	ライクス	亀岡市篠町馬堀北垣内46の12	5. 5. 16
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社ポコアポコ	〃	放課後等デイサービスポコアポコ田辺教室	京田辺市田辺久戸33の1	5. 6. 1
株式会社hachi	児童発達支援	おととつと	木津川市山城町平尾東黒部8の3	〃

株式会社hachi	保育所等訪問支援	おととと	木津川市山城町平尾東黒部8の3	5. 6. 1
合同会社コロソ	児童発達支援	児童デイサービスころん	与謝郡与謝野町字石川942の1	5. 6. 15
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃



京都府告示第429号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人京都府社会福祉事業団	居宅訪問型児童発達支援	京都府立こども発達支援センター保育所等訪問支援事業所「はあとらっぶ」	京田辺市田辺茂ヶ谷186の1	令 5. 3. 31
株式会社THEMSY	放課後等デイサービス	PESkyotonanny	亀岡市南つつじヶ丘桜台1の1の1の1	〃



京都府告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ナカムラ	就労継続支援（B型）	ケアステーション山城	木津川市山城町椿井縄手4の1	令 5. 3. 1
〃	生活介護	〃	〃	〃
〃	短期入所	〃	〃	〃
〃	共同生活援助	〃	〃	〃
合同会社つむぎ	居宅介護	同行援護・居宅介護事業所つむぎ	長岡京市開田4の34の7 ロイヤル ハイツヤマナカ210	5. 3. 16
〃	同行援護	〃	〃	〃

特定非営利活動法人蒔々	居宅介護	訪問介護&移送サービス花ちゃん	京丹後市大宮町久住554	5. 3. 20
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
社会福祉法人同胞会	共同生活援助	社会福祉法人同胞会グループホームPono (ぼの)	宇治市小倉町西山44の1	〃
一般社団法人回復支援の会	自立訓練 (生活訓練)	カルデモンメ	木津川市山城町北河原内畑74の1	5. 3. 24
社会福祉法人同胞会	生活介護	社会福祉法人同胞会クロス	宇治市小倉町西山44の1	5. 4. 1
合同会社Laughter	居宅介護	ヘルパーステーションおだんご	〃 〃 70の7	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社Chacotive3	居宅介護	町の訪問かいご屋さんあず鬼	福知山市大江町南有路1393	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
一般社団法人もくもく	生活介護	生活介護もくよう海	舞鶴市福来880の1	〃
株式会社ワイズ	就労継続支援 (B型)	わいわいワークス	城陽市富野森山1の96	〃
特定非営利活動法人ちやれんじ	生活介護	生活介護事業所つなぐ	〃 枇杷庄知原83の15	〃
一般社団法人フープファーム	就労継続支援 (A型)	フープファーム	八幡市八幡神原67	〃
特定非営利活動法人D-プロジェクト	就労移行支援	障害者就労支援事業所D-プロジェクト	木津川市木津川原田15の1	〃
〃	就労継続支援 (B型)	〃	〃	〃
株式会社ながいき	居宅介護	ながいきケアヘルパー木津川	木津川市相楽大徳35の1 第一マークビル3の2号室	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社ウェルアグリ	共同生活援助	さくらテラス	舞鶴市上安久81の1	〃
株式会社不動産太郎	〃	シャンティハウス	木津川市木津町奈良道53	〃
株式会社Brilliant	〃	わおん事業所舞鶴	舞鶴市宇吉野499の7	5. 4. 13
合同会社ハスのにわ	居宅介護	ヘルパーステーションハスのにわ	京田辺市田辺中央3の3の2 フォーシーズン京田辺204号室	5. 4. 16
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃

株式会社フルライフケア	居宅介護	訪問介護事業所フルライフケア長岡京	長岡京市開田4の12の27	5. 5. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
K-T E C株式会社	居宅介護	訪問介護K-HOME	宇治市五ヶ庄西川原21の117	5. 5. 10
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社のんのん	居宅介護	ヘルパーステーションスイート東宇治	宇治市五ヶ庄一番割59の1 壺番館305号室	5. 5. 11
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
社会福祉法人共生福祉会	短期入所	かざみどり	京田辺市河原西久保田2の52	5. 5. 19
株式会社ことほぎ	居宅介護	ヘルパーカンパニーことほぎ	宇治市小倉町南堀池85の43	5. 6. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
有限会社京鈴	生活介護	生活介護きょうすず	京田辺市田辺狐川36の2	〃
株式会社ひまわり介護	居宅介護	ひまわり介護訪問介護事業所	船井郡京丹波町高岡西ヶ坪51の1	5. 6. 2
株式会社Studio LUPE	〃	Studio LUPE	城陽市観音堂甲畑92の3	5. 6. 15
〃	行動援護	〃	〃	〃



京都府告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人よさのうみ福祉会	就労継続支援（A型）	リフレかやの里	与謝郡与謝野町字金屋1730	令 5. 3. 31
社会福祉法人福知山学園	就労継続支援（B型）	JUMP	福知山市三和町千東831	〃
一般社団法人もくよう会	生活介護	生活介護もくよう海	舞鶴市福来880の1	〃
医療法人社団都会	居宅介護	ホームヘルプステーションひまわり	長岡京市開田4の8の5 若竹ビル3F	〃
特定非営利活動法人くうかい	就労移行支援	障害者就労支援事業所D-プロジェクト	木津川市木津川原田15の1	〃
〃	就労継続支援（B型）	〃	〃	〃

社会福祉法人向陵会	共同生活援助	ジョイフル山ノ下	向日市上植野町山ノ下13の78	5. 3. 31
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	重度訪問介護	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	亀岡市余部町樋又61の1	5. 4. 1
特定非営利活動法人ぼらりす	就労継続支援（B型）	オープンスペースぼらりす	木津川市相楽馬場11	〃
株式会社ミストラルサービス	居宅介護	ミストラル福知山西	福知山市篠尾新町2の98	5. 4. 30



京都府告示第432号

京都府中山間地域等直接支払交付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府中山間地域等直接支払交付金等交付要綱の一部を改正する告示

京都府中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成13年京都府告示第53号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「は、地目区分」を「、それぞれ該当する場合には、地目区分」に、「額と」を「額を上限と」に改める。

附 則

この告示は、令和5年8月25日から施行し、この告示による改正後の京都府中山間地域等直接支払交付金等交付要綱の規定は、令和5年度分の交付金から適用する。



京都府告示第433号

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成14年京都府告示第496号）の一部を次のように改正する。

第1条中「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）」を「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）」に改め、「及び先進的モデル提案事業」を削る。

別表森林整備地域活動支援交付金事業の項中「別表1」を「別表2のI」に、

<p>2 森林境界の明確化に係る地域活動に対する交付金</p>	<p>積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者が現地立会を行った森林（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った森林として経費の内容の欄の1の交付金の加算の適用を受けた森林を除く。）にあつては、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき6,500円を乗じて得た額を当該交付単価を乗じて得た額に加算した額）以内の額</p> <p>(1) 森林境界の測量（(2)及び(3)によるものを除く。）を行った森林 33,750円</p> <p>(2) 知事が別に認める高性能の機器を活用して森林境界の測量（(3)によるものを除き、基準点等との結合を伴うものに限る。）を行った森林 38,750円</p> <p>(3) ICTを活用して森林境界の測量を行った森林 42,250円</p>
<p>3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に係る地域活動に対する交付金</p>	<p>積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、30,000円を乗じて得た額以内の額</p>

を

2 森林境界の明確化に係る地域活動に対する交付金

次に掲げる額以内の額
 (1) 積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者に対し合意形成活動（現地立会いの実施により行われたものに限る。）を行った森林（当該者に対し合意形成活動を行った森林として経費の内容の欄の1の交付金の加算の適用を受けた森林を除く。）にあっては、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき6,500円を乗じて得た額を当該交付単価を乗じて得た額に加算した額）
 ア 森林境界の測量（イ又はウによるものを除く。）を行った森林 33,750円
 イ 知事が別に認める高性能の機器を活用して森林境界の測量（ウによるものを除き、基準点等との結合を伴うものに限る。）を行った森林 38,750円
 ウ リモートセンシングデータを活用して森林境界の測量を行った森林 42,250円
 (2) 森林境界案の作成を行った積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき30,000円を乗じて得た額
 積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき3,750円を乗じて得た額以内の額
 積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき30,000円を乗じて得た額以内の額

3 森林所有者の探索に係る地域活動に対する交付金

4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に係る地域活動に対する交付金

に、「3まで」を「4まで」に改め、同表推進事務の項中「別表1」を「別表2のI」に改め、同表先進的モデル提案事業の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 森林境界の明確化に係る地域活動に対する交付金のうち、森林境界案の作成に係る交付金を受けた森林については、同一年度内において森林境界の測量に係る交付金を受けることができず、当該森林についてその翌年度以降に当該交付金を受けるときのその額の算定の基礎となる交付単価は、この表の規定にかかわらず、同表に定める当該交付金の交付単価から3万円を減じた額とする。

附 則

この告示は、令和5年8月25日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の規定は、令和5年度分の交付金から適用する。

京都府告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年8月25日から令和5年9月8日まで縦覧に供する。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 上狛城陽線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡井手町大字井手小字浜田31の1から	前	最小 5.9 最大 7.7	295.6
	後	最小 10.2 最大 15.7	

- 4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和4年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実 施 機 関	請求件数	処 理 の 状 況							計	取下げ
		公 開			非 公 開					
		全部公開	部分公開	全 部 非公開	公開請求 拒 否	不存在等				
知 事	22,137	21,859	20,829	1,030	39	2	192	22,092	45	
議 会	6	6	3	3	0	0	0	6	0	
教 育 委 員 会	2,250	2,237	2,122	115	0	0	8	2,245	5	
選 挙 管 理 委 員 会	156	155	5	150	1	0	0	156	0	
人 事 委 員 会	12	1	1	0	11	0	0	12	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	1,986	1,859	1,575	284	8	1	116	1,984	2	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知 事（公 営 企 業）	1,475	1,475	1,475	0	0	0	0	1,475	0	
京 都 府 公 立 大 学 法 人	109	109	17	92	0	0	0	109	0	
京 都 府 住 宅 供 給 公 社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京 都 府 道 路 公 社	362	362	362	0	0	0	0	362	0	
京 都 府 土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	28,493	28,063	26,389	1,674	59	3	316	28,441	52	

注 「請求件数」とは、条例第4条の規定により公開請求のあったもののうち、令和4年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	102
新規申立て B	8
年度中終了 C	11
次年度への繰越し (A+B-C)	99

(2) 令和4年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
3	6	1	1	0	11

3 情報提供の状況

区 分	状 況
情 報 提 供 の 件 数	18,351件
利 用 者 数	3,660人

- 注 1 「情報提供の件数」とは、府民総合案内・相談センター（本庁）、総合案内・相談コーナー（各広域振興局）及び警察本部情報公開室における情報提供の件数（合計）をいう。
 2 「利用者数」とは、府民総合案内・相談センター及び警察本部情報公開室の利用者数をいう。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「旧保護条例」という。）第39条の規定により、令和4年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実 施 機 関	開 示 請 求 件 数	処 理 の 状 況					取 下 げ
		開 示		不 開 示	計		
		全 部 開 示	一 部 開 示				
知 事	289	105	92	13	184	289	0
教 育 委 員 会	280	243	124	119	37	280	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	1	0	1	0	1	0
監 査 委 員	1	1	1	0	0	1	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	761	733	67	666	27	760	1
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
知 事（公 営 企 業）	0	0	0	0	0	0	0
京 都 府 公 立 大 学 法 人	184	180	110	70	4	184	0
合 計	1,516	1,263	394	869	252	1,515	1

- 注 1 「開示請求件数」とは、旧保護条例第12条の規定により開示請求のあったもののうち、令和4年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。
 2 「不開示」は、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。
 3 令和4年度においては、旧保護条例第19条の規定による訂正請求は6件あった。
 4 令和4年度においては、旧保護条例第22条の規定による利用停止請求はなかった。
 5 令和4年度においては、旧保護条例第30条第1項の規定による取扱いの是正の申出は1件あった。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	70
新規申立て B	6
年度中終了 C	4
次年度への繰越し (A+B-C)	72

(2) 令和4年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
0	4	0	0	0	4

3 簡易開示の状況

単位：件

実 施 機 関	件 数
知 事	30
教 育 委 員 会	9,466
人 事 委 員 会	142
京 都 府 公 立 大 学 法 人	508
警 察 本 部 長	41
合 計	10,187

4 事業者に対する指導状況

単位：件

区 分	件 数
説 明 又 は 資 料 提 出 の 要 請	0
取 扱 是 正 勸 告	0
事 実 の 公 表	0



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

CAD/CAMシステム 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月22日（金）

(4) 納入場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121-3）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年8月25日（金）から令和5年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン・ネットワーク機器」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

2の(2)のイに同じ。

- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以

下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

- (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

- (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年9月8日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年10月10日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年10月11日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年10月10日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年10月11日（水）午前10時15分

- (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「CAD/CAMシステム一式（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以

下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

CAD/CAM system complete set

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, August 25, 2023 to 5:15 PM on Monday, September 25, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, October 10,

2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, October 11, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail 5:00 PM on Tuesday, October 10, 2023
(6) The time, date and place for the opening of tender 10:15 AM on Wednesday, October 11, 2023
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
(7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年8月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズ亀岡店
亀岡市大井町並河四丁目20番地ほか
2 届出者の名称及び住所
(1) 株式会社カインズ
本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
(2) 株式会社マツモト
亀岡市西堅町61番地の1
3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和5年3月14日
4 意見の概要
特に意見を有しない。
5 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
6 縦覧期間
令和5年8月25日から令和5年9月25日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により京丹後市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年8月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
峰山ショッピングセンターメイン
京丹後市峰山町新町1606番地の1
2 届出者の名称及び住所
峰山商業開発株式会社
京丹後市峰山町新町1606番地の1
3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年3月2日
4 意見の概要
特に意見を有しない。
5 縦覧場所
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
6 縦覧期間
令和5年8月25日から令和5年9月25日まで



丹波町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年8月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
(1) 理事

Table with 3 columns: 住 所, 氏 名. Rows include: 船井郡京丹波町高岡オノ元8 (山田 進), 新水戸イカガ谷14 (徳岡 敏明), 須知新町88 (吉田 和雄), 上野大阪40の3 (大井 満), 曾根宮ノ浦戸麦55の4 (湊 公雄), 塩田谷大將軍36 (武内 務), 豊田山内36 (野口 正利)

船井郡京丹波町富田垣内36	岩 内 正 人
〃 〃 実勢中道58の1	小 森 和 志
〃 〃 下山下地90	岸 根 明 美

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町院内南側20	出 野 雅 之
〃 〃 富田タカヤ38の1	上 田 讓

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町口八田百合ノ下42	山 鳥 勝 美
〃 〃 高岡才ノ元8	山 田 進
〃 〃 新水戸イカガ谷14	徳 岡 敏 明
〃 〃 須知新町88	吉 田 和 雄
〃 〃 蒲生北垣内21	田 端 長 浩
〃 〃 上野坂口83の2	樹 山 輝 雄
〃 〃 院内南側20	出 野 雅 之
〃 〃 塩田谷大將軍36	武 内 務
〃 〃 豊田山内36	野 口 正 利
〃 〃 〃 谷38	波 瀬 孝 澄
〃 〃 富田井上30	井 上 益 孝
〃 〃 新宮谷1の2	北 村 英 男
〃 〃 実勢中道58の1	小 森 和 志
〃 〃 下山森所59	山 西 強
〃 〃 〃 上大道13	大 槻 利 秀

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町高岡前川15	原 澤 稔
〃 〃 市森松義才4の2	岩 崎 浩 和
〃 〃 富田タカヤ38の1	上 田 讓

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延 長	道路の幅 員
乙第627号	令 5. 8. 8	京都府乙訓土木事務所	長岡京市天神二丁目208の14、208の18、208の19	m 28.2	m 最小 6.0 最大 6.0

令和5年2月28日付け京都府公報第388号で公告した令和5年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
132	左	上から23	龍谷大学（深草学舎） （京都市伏見区深草塚本町67）	立命館大学（衣笠キャンパス） （京都市北区等持院北町56の1）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市今里二丁目41の4から41の7まで
（関連区域）
長岡京市今里二丁目41の18の一部、41の37の一部、41の38の一部、41の41の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市左京区下鴨東岸本町19
幅田 昌伸

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年8月25日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
運転シミュレータ及び運転適性検査機器の賃貸借一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和6年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年8月25日（金）から令和5年9月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第

1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和5年8月25日（金）から令和5年9月7日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年10月6日(金) 午前11時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年10月5日(木)

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease contract for Leasing of driving simulators and driving aptitude test equipment, 1 set

(2) The time, date and place for tender

11:00 AM Fri., 6, Oct, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Thu., 5, Oct, 2023

(4) The time, date and place for the opening of tender

11:00 AM Fri., 6, Oct, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2258